行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200309	株式会社エスアールティー(法人番号4260001000779) 代表者服部哲	岡山県岡山市北区伊島町2丁目20-23	岡山営業所	岡山県岡山市北区富吉2944-11	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項及び法第27条第3項	平成31年2月18日、同年3月27日及び同年4月1日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。6件の違反が認められた。 (1)運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運送引受書の記載事項義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運行管理補助者の選任届出義務違反(運輸規則第68条)	12	12
20200310	有限会社メイプル交通(法人番号2240002054448) 代表者木城湖之	広島県三原市大和町大字大草5789-1	本社営業所	広島県三原市大和町大字大草5789-1	事業停止(3日間)、輸送施設の使用停止(320日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第12条第1項、法第15条第1項、法第23条第1項、同条第3項及び法第27条第3項	令和元年6月12日、同年6月24日、同年7月11日及び同年8月2日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。17件の違反が認められた。 (1)運賃料金、運送約款の掲示義務違反(法第12条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(営業所の位置)(法第15条第1項)、(3)運行管理者の選任義務違反(法第23条第1項)、(4)運行管理者の選任解任届出違反(法第23条第3項)、(5)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(6)運送引受書の記載事項義務違反(運輸規則第7条の2第1項)、(7)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(8)点呼の記載事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(9)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(10)運行指示書記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(11)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(14)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(15)特定運転者に対する適齢診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(17)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(18)休憩、仮眠又は睡眠施設変更未届出違反(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)	32	32

20200316	奥出屋運送株式会社（法人番号8260001019618） 代表者奥村哲美	岡山県久米郡美咲町打穴中1030－1	本社営業所	岡山県久米郡美咲町打穴中1030－1	輸送施設の使用停止（140日車）及び文書警告	道路運送法（以下「法」）第9条の2第1項及び法第27条第3項	令和元年8月27日及び同年11月13日、情報提供を端緒として監査実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反（法第9条の2第1項）、(2)運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反（運輸規則第21条第5項）、(4)点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、(5)乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第2項）、(6)運行指示書記載事項義務違反（運輸規則第28条の2第1項）、(7)乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、(8)特定の運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第38条第2項）、(9)特定の運転者に対する適齢診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）、(10)運行管理補助者の選任届出義務違反（運輸規則第68条）	14	14